

別紙様式 1

法令適用事前確認手続 照会書

令和 7 年 9 月 1 0 日

出入国在留管理庁参事官長 殿

照会者名

所在地

下記について照会します。

なお、照会及び回答内容（下記 6 において照会者名の公表を希望する場合は、照会者名を含む。）が公表されることに同意します。

記

1 法令名及び条項

出入国管理及び難民認定法第 9 条第 1 項

2 実現しようとする自己の事業活動に係る個別具体的な行為

本邦の企業は、アクリルエマルジョン及び酢酸ビニルエマルジョン（封筒・木材等用接着剤、シートベルト表面・繊維仕上げ材等の合成樹脂加工材。以下「化学系・合成樹脂エマルジョン」といいます。）を製造しています。当該製造工程（工場）において外国人を受け入れることを希望しており、活動内容が、技能実習、特定技能その他の在留資格に該当しうるかを確認のうえ、上陸許可の可否についての見解を求めるものです。

(1) 当該「化学系・合成樹脂エマルジョンの製造工程」に係る工場内作業者の受入れについて、技能実習 1 号（移行対象職種外）の枠組みで、帰国後の海外関連工場での指導員配置等を中核とする技能移転計画が具体的・実現的に示される場合、制度趣旨に合致するものとして在留資格認定及び上陸許可の対象となり得るか。

(2) 当該工程に係る受入れが、現行の特定産業分野の範囲に含まれないとの理解が妥当か（特に「工業製品製造業分野」等の運用方針上の取扱いを含む）。

(3) 併せて、同一企業内で生産技術・品質保証等の専門業務に従事させる場合に、申請人の学歴・職務関連性等の立証が十分なとき、「技術・人文知識・国際業務」（及び高度専門職）の在留資格該当性について、貴庁の一般的な解釈上の留意点があればご教示願いたい。

3 上記1の法令(条項)の適用に対する照会者の見解及びその根拠

(1) 技能実習制度(移行対象職種・作業)

技能実習制度において2号・3号への移行前提となる「移行対象職種・作業」(厚生労働省告示)には、当該「化学系・合成樹脂エマルジョンの製造工程」は掲げられていないと理解しております。したがって、一般に2号・3号への移行を見据えた受入れには該当しないと解します。

一方で、技能実習1号(最長1年)については、移行対象職種外であっても制度上認められる余地があるところ、帰国後の技能移転の実現性が厳格に審査されます。当該企業は海外に関連会社・工場を有しており、帰国後に現地工場の指導員として配置する具体的計画を構築しうることから、制度趣旨(技能移転)に合致する可能性はあると考えます。

(2) 特定技能制度

特定技能は「特定産業分野」(現行制度の対象分野)に限定されます。当該企業の化学工業(化学系・合成樹脂エマルジョン製造)に係る工場内製造工程は、現行の特定産業分野の範囲(工業製品製造業分野等の告示・分野別運用方針)に含まれないと理解しております。よって、特定技能による受入れは困難との見解です。

(3) その他の在留資格の可能性

工場における単純的な製造作業者としての受入れは上記のとおり困難ですが、当該企業において生産技術・プロセス設計・品質保証・研究開発等の専門的・技術的業務に従事させる場合で、申請人が当該分野の学歴・実務経歴を有し、職務内容と高度の関連性を具体的に立証できるときは、「技術・人文知識・国際業務」(いわゆる「技人国」)に該当しうる余地があると考えます。また、要件を満たす場合には、高度専門職の検討余地もあると考えます。

4 公表の延期の希望

(1) 理由_____

(2) 公表可能時期_____

5 口頭による回答の可否

可 / ☒ 否

6 照会者名の公表を 希望します / ☒ 希望しません

7 連絡先

(1) 郵便番号

(2) 所在地

(3) 照会者名

(4) 電話番号

(5) 電子メールアドレス



以上